適用法令等 (主管課	規制・制限を 受ける区域	許可等の権限者	手 続	行 為 (の禁止・制限又は頻	見制の内容	根拠	備考
名)	全域	主務大臣等	配慮書 方法書 の作成	対象事業(第一種事業又は手続を行う必要があると判定された第二種事業)が環境に及ぼす影響についての調査、予測及び評価 (第一種事業及び第二種事業の要件)		条文 法2② 法2③	[国の関与] 第一種事業及び第二種事	
			準備書・送付	区分	第一種事業の要件	第二種事業の要件	令1	業は、国が実施し、又は許
			評価書	1 道路の新設及び改築	 高速自動車国道すべて 一般国道 4車線以上かつ長さ 10 	① - ② 一般国道 4 車線以上かつ長さ	令6	素は、国が美麗し、又は計 認可等を行うものに限る。
			主務大臣等		km以上 ③ 林道 幅員 6.5m以上かつ長さ 20 km以上	7.5 km以上 ③ 林道 幅員 6.5 m以上かつ長さ 15 km以上	法3の 3	「第一種事業」 必ず環境影響評価その他
			市町村	2 ダムの新築、堰の新築及び 改築、河川工事		① ダム 貯水面積 75ha 以上 ② 堰 湛水面積 75ha 以上	法3の 4	の手続を実施する事業
1			地域振興局(環境課)		③ 湖沼水位調節施設 湖沼開発面積100ha 以上④ 放水路 形状変更面積 100ha 以上	③ 湖沼水位調節施設 湖沼開発面積 75ha 以上 ④ 放水路 形状変更面積 75ha 以上	法4 法5	「第二種事業」 環境影響評価その他の手
$\widehat{1}$			環境政策課	3 鉄道、軌道の建設及び改良	① 新幹線鉄道すべて② 普通鉄道・軌道 長さ 10 km以上	① - ② 普通鉄道・軌道 長さ 7.5 km以上	法6 法14	続を実施する必要があるか どうかの判定を主務大臣等
1				4 飛行場及びその施設の設置 又は変更	① 飛行場設置 滑走路の長さ 2500m 以上	以上	法15 法21	が行う事業
環					② 滑走路の新設 長さ 2500m以上 滑走路の延長 長さ 500m以上か つ延長後長さ 2500m以上	② 滑走路の新設 長さ 1875m以上 滑走路の延長 長さ 375m以上か つ延長後長さ 1875m以上	法 22 法 25	
境				5 発電用の事業用電気工作物 の設置又は変更の工事	① 水力発電所 出力3万kW以上 ② 火力発電所 出力15万kW以上	① 水力発電所 出力 2.25 万 kW 以上 ② 火力発電所 出力 11.25 万 kW 以上	法26	
影響					③ 地熱発電所 出力1万kW以上④ 原子力発電所すべて⑤ 太陽電池発電所 出力4万kW以上	③ 地熱発電所 出力 7500kW 以上 ④ 一 ⑤ 太陽電池発電所 出力3万kW以上		
評				6 廃棄物の最終処分場の設置並	⑥ 風力発電所 出力1万kW以上	⑥ 風力発電所 出力 7500kW 以上● 埋立面積 25ha 以上		
価 法				びにその構造及び規模の変更 7 公有水面その他の水面の埋	• 埋立面積 50ha 超	● 埋立面積 40ha 以上		
				立て及び干拓 8 土地区画整理事業(土地区 画整理法第2条第1項に規定 する事業)		● 面積 75ha以上		
(環境政策課)				9 新住宅市街地開発事業(新 住宅市街地開発法第2条第1 項に規定する事業)	• 面積 100ha 以上	• 面積 75ha以上		
				10 工業団地造成事業(首都圏 近郊整備法、近畿圏近郊整備 法に規定する事業)		• 面積 75ha 以上		
				11 新都市基盤整備事業(新都 市基盤整備法第 2 条第1項に 規定する事業)		• 面積 75ha 以上		
				12 流通業務団地造成事業(流 通業務市街地整備法第2条第 2項に規定する事業)		• 面積 75ha 以上		
				13 上記に準ずるものとして政令で定める事業	• 宅地の造成の事業面積 100ha 以 上	• 宅地の造成の事業面積 75ha 以上		